

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 小鹿野影森停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>字芋岡九七三番一地先まで</p>	<p>秩父郡小鹿野町小鹿野字芋岡三六 ○二番一地先から同郡同町小鹿野</p>	<p>区 間</p>
<p>六・八〇ㄱ 二〇・四〇</p>	<p>六・八〇ㄱ 一九・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>一〇一・一〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>